

## 第4章 筑紫野市におけるバリアフリー化推進の基本理念と目標

筑紫野市の交通等バリアフリー化を進めていくにあたって基本理念と目標を定めます。

### 4-1 交通等バリアフリー化推進の基本理念

- ア．高齢者や障害者などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ．市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ．障害者をはじめとする、すべての人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を推進します。

### 4-2 交通等バリアフリー化推進の目標

#### ア．主要交通機関へのアクセスビリティを優先したバリアフリー化の推進

鉄道交通の結節点である筑紫野市においては、駅へのアクセスとそれに関わる移動経路が重要です。なかでも駅舎への経路において安全・快適な歩道や経路を確保すること、さらに、大きな段差等の解消は、車いす利用者などにとっては重要です。

したがって、バリアフリー化の推進にあたっては、アクセスビリティを優先した道路の検討を行うこととします。

#### イ．移動制約者の特性を踏まえた施設間ネットワークによるバリアフリーの推進

移動等に制約のある方は、高齢者や障害者など、その特性は異なっています。これらの方々の商店街や公共施設の利用にあたっては色々な経路があり、この経路の改善によって多種の施設や場所の利用が促進されます。

したがって、バリアフリー化の推進にあたっては、移動に制約のある方の様々な特性に十分配慮しつつ、複数施設の利用をも考慮した施設間ネットワークによる、回遊性のある経路の検討を行うこととします。

#### ウ．利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や障害者をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。したがって、バリアフリー化の推進にあたっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

#### エ．「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした「情報のバリアフリー」も必要ですが、なによりも市民一人ひとりが高齢者や障害者などに対する理解を深める「心のバリアフリー」が欠かせません。したがって、バリアフリー化の推進にあわせて、市民、事業者及び行政機関などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。